平成２５年（フ）第５５３８号
大阪府高槻市南総持寺町８番19―501号
債務者　板倉　浩司
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２４号
広島県福山市日吉台２丁目27番30号
債務者　來山　憲治
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２４２号
広島県福山市南手城町２丁目27番33号
債務者　阪口　敏子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第９０号
山口県周南市河東町６番４号
債務者　野村　慶八
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第５７４号
北九州市若松区大字畠田915番地１　カンパーニャヴェルデＡ201号
債務者　梅野　律子（旧姓石塚）
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６０９号
北九州市若松区大字畠田915番地１　カンパーニャヴェルデＡ201号
債務者　梅野　一廣
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６６７号
北九州市小倉北区篠崎２丁目40番18号
債務者　江島　久美（旧姓寺尾）
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７０７号
北九州市小倉北区中井４丁目４番８号
債務者　田邊　　隆
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２０７４号
愛知県春日井市如意申町７丁目11番地12
コージーハイツ春日井１Ｂ号
債務者　北垣　則夫
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２２号
広島県福山市加茂町字八軒屋115番地１
コーポサンスカイＦ102
債務者　越島　栄美
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２２３号
広島県福山市神辺町字平野132番地５　ベルメゾンフローラ101
債務者　越島　竜也
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２２９号
広島県福山市東川口町５丁目10番17―２号
森山共同住宅２Ｆ
債務者　吉岡　由恵
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２３７号
広島県福山市南本庄２丁目５―31　レオパレス南本庄202号、住民票上の住所広島県福山市神辺町字道上151番地４
債務者　平岡　利恵
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第６７４号
北九州市門司区吉志１丁目７番１―502号
債務者　溝尻　浩隆
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７１０号
北九州市八幡西区浅川台３丁目１番19号　トラッド浅川211号
債務者　友永　竜二
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７１８号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊８丁目12番42号　サンパティーク遠賀102号
債務者　伊藤　　梨
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７２５号
北九州市小倉南区下城野２丁目15番11号
債務者　武本津代子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部